

くらしの法律救急箱



第22回 遺言に関するギモン

Q1 自筆証書遺言と公正証書遺言にはどのような違いがありますか。

A1 自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書し、これに押印することで作成されるものです。証人も不要なので、一人で作成できます。これに対して公正証書遺言は、公証人が作成するもので、遺言者が公証人に伝えた内容を、公証人が遺言者と証人（2名）に読み聞かせるなどして確認し、それぞれの署名押印を入れて完成させます。所定の費用はかかりますが、法律の専門家である公証人が要件を確認するため、遺言の不備が起こりにくく確実性が高いといえます。

Q2 遺言書には預金の額や不動産の情報など全て盛りこまなければならないのでしょうか。

A2 例えば、全ての財産を1人に委ねる内容の遺言であれば、「遺言者の有する財産の一切を〇〇に相続させる（遺贈する）」という内容でも構いません。ただし、もつた人が財産の全容を把握していないと困りますから、あわせて、財産リストなどを用意しておくとうい

でしよう。

他方、相続人が複数いて、それぞれに財産を相続させるのであれば、特定できるだけの財産の明示が必要です。また、遺言を作成したにもかかわらず、そこに記載されなかった財産が後から出てきたような場合、その財産をめぐって相続人間の遺産分割協議が必要となります。万一の記載漏れに備えて、「上記の財産を除く遺言者の一切の財産は〇〇に相続させる」等の文言を入れておくことも多いのです。

Q3 遺言書に記載した財産は処分できないのでしょうか。

A3 遺言を書いたからといって、自分の財産が処分できなくなるわけではありません。もし、財産の処分が遺言の内容と矛盾することとなれば、矛盾する部分について遺言が取り消されたとみなされます。

Q4 遺言の内容に関し、どのような点に配慮すればよいのでしょうか。

A4 相続争いを回避するために遺言が有効だと言われますが、逆に深刻な対立を生むこともあります。例えば、



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

遺留分を侵害する内容の遺言が書かれている場合です。

遺留分とは、遺言をもってしても奪われない相続分をいいます。遺言によって遺留分を侵害された相続人は、遺言によって財産をもらった人に対して、遺留分減殺請求権を行使し、遺産を取り戻すことができますが、これは遺言者の死後に起こること。極端に相続人間のバランスを欠くと、相続争いの火種になることも多いため、そのような遺言にした理由を「付言事項」として記載し、理解を求めるなどの配慮をしておくのも一つの案です。

Q6

私の財産はひとまず妻に相続させたいと思いますが、妻が先に亡くなった場合にはどうなりますか。

A5

この場合、妻に相続させようとしていた遺産は遺産分割の対象となり、相続人が遺産分割協議を行うこととなります。それを避けるためには、妻が先に亡くなった場合に、妻に相続させようとした財産を誰に相続させるかを記載しておく「予備的遺言」を検討するのがよいでしょう。

Q6

遺言の内容を変更したいと思うのですが、その方法は？

A6

遺言の内容はいつでも自由に変更することができます。新たに遺言を作成すれば、古い遺言と矛盾している箇所について、古い遺言が取り消されたものとみなされます。

Q7

父が亡くなり自筆証書遺言を発見しました。これからまず何をすればよいですか。

A7

自筆証書遺言については家庭裁判所での「検認」の手続を申し立てなければなりません。

検認とは、遺言の要件を満たしているかを確認したり、遺言書の状態を確定して、その現状を明確にする手続です。さらに、遺言書の入った封筒がもし封印されていたならば、それを勝手に開封してはいけません。家庭裁判所において相続人またはその代理人の立会いがなければ、開封することができないと定められているからです。これらに違反して、検認を経ないで遺言を執行したり、家庭裁判所外で遺言書を開封した場合は、5万円以下の過料という制裁を受けることもありますので注意が必要です。